

## 学校支援課のネットいじめに係る取組みについて

## ◆啓発活動に関わる取組み◆

## ○「かながわモード」の運営

## 《趣旨》

子どもや保護者へ携帯電話の正しい使い方等の指導・啓発資料を、携帯電話サイトから発信することで、保護者による子どものケータイ使用へのコントロール（ペアレントコントロール）を強め、児童・生徒が安全に安心して携帯電話を利用できる環境をつくる。

また、携帯電話の危険性等を、携帯電話を通して認識できるようにするとともに、保護者や教職員向けに携帯電話を通して、指導・啓発のための情報を発信している。

## 【有効性】

保護者、小学生、中学・高校生、教職員を対象とし、携帯電話の正しい使い方、一般的なトラブルの対処法や困ったときの相談先などを掲載。

中学・高校生向けのページでは、実際に起こりうるトラブルの疑似体験ができるコーナーを掲載。実際に携帯電話を操作しながら、危険性を学ぶことができる。

## 【課題と今後の方向性】

内閣府の調査によれば、高校生のスマートフォンの所有率は83.4%（子ども向けスマートフォン含む）で前年度の55.9%から大幅に上昇している。（内閣府「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査」より）

現在、携帯電話利用に関するものが中心になっている内容を、スマートフォンの利用率が上昇していることを受け、スマートフォンやインターネット（SNSトラブル・ネットいじめ・ネット依存等）の内容にバージョンアップする方向で検討する。

より有効性のあるものとするため、外部機関（企業・大学等）との連携を視野に入れて検討することも考えられる。

資料① 『子どもとともに考えよう！携帯電話の安全・安心な利用について』

## ○企業協力による「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」

## 《趣旨》

児童・生徒、教職員及び保護者が携帯電話等の安全な使い方とマナーに関する理解を深め、いじめなどのトラブルに巻き込まれないための情報モラルを身につけることを目的に、企業の講師を学校に派遣する「携帯電話教室」を実施。



【有効性】

CSR（企業の社会的責任）活動による教室ということもあり、企業が持つ最新の情報を提供することができる。

【課題と今後の方向性】

今年度は、全県立学校に携帯電話教室を実施するよう通知し、協力を求めた結果、ほとんどの学校で、携帯電話教室が実施されている。

今後は、保護者に対しても、スマートフォン・携帯電話等の安全な使い方やマナー、子どもたちの使っているSNSやアプリに関する知識や問題点等への理解を深めるための取組みも必要である。

○保護者への啓発資料の配付

・新入生の保護者向けに「ネットいじめ」に関する内容を掲載している啓発資料を配付。

資料② 『スマートフォン・携帯電話などの適切な利用について』

資料③ 『いじめをしない、させない、ゆるさない』

◆児童・生徒主体の取組み◆

警察の協力

○高校生と一緒に社会のルールを学ぼう ～高校生による非行防止教室～

《趣旨》

高校生が講師となり、小学生や中学生と一緒に社会のルールやきまりを学び、その大切さに気付かせていく取組みで、高校生はもとより、小学生や中学生の社会規範やコミュニケーション能力の向上を目的とする。

【有効性】

教室の内容は、非行の入り口となっている万引き等や学校の中で問題となる暴力やいじめ、インターネット上のトラブル等としている。

高校生、小・中学生、地域ボランティア、保護者、警察官等の関係者等、世代を超えた交流が図られ、小・中学生は、社会のルールや決まりを守ることの大切さを学ぶとともに、高校生との交流を通じ、高校生への憧れや将来への期待が高まる。

【課題と今後の方向性】

テーマは、いじめに限らず、広く社会のルールやきまりを学ぶことに目的を置いており、小・中学校からの要望や高等学校の希望に応じて設定されている。

今年度は、11月現在で、実施した高校24校の中、いじめをテーマとして実施したのは5校、サイバー教室（SNS上のトラブルを含む）をテーマとして4校が実施している。今後も引き続き、いじめ、サイバー教室に関わるテーマの中で、ネットいじめに関わる内容を取り上げられるように働きかける。



- 資料④ 『平成 25 年度「高校生と一緒に社会のルールを学ぼう」～高校生による非行防止教室の開催状況について～』  
『高校生と一緒に社会のルールを学ぼう～高校生による非行防止教室』  
(神奈川県ホームページより)

### ○神奈川県「高校生による情報議会」の取組み

#### 《趣旨》

高校生が中心となって情報社会の様々な問題の解決に取り組むための「高校生による情報議会」を設置。子どもたちの SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）利用などに関する研修資料を作成し、その資料を使って高校生が自ら教員向けの SNS 研修講座を開催する。(3月実施予定)

資料⑤ 『「高校生による情報議会」委員募集！子どもたちが直面する情報社会の問題に立ち向かう高校生集まれ！』

資料⑥ 『「かながわハイスクール議会 2014」の政策提言 高校生による「情報議会」を設置し、高校生が講師になって教職員向け SNS 研修講座を実施』

### ◆調査関係◆

#### ○携帯電話及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート

- ・平成 27 年度に実施を予定している調査内容に、ネットいじめの項目を盛り込む形で検討中

資料⑦ 『携帯電話及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート調査結果（平成 24 年度実施）』抜粋

### ◆参考◆

資料⑧ 『児童・生徒のインターネット利用のトラブル対応について』抜粋  
文教大学との連携による情報リテラシー教材（平成 22～23 年度実施事業）

資料⑨ 『神奈川県立高 P 連会報（平成 26 年 2 月 20 日発行）』抜粋



# 子どもとともに考えよう!

## 携帯電話の安全・安心な 利用について

携帯電話は手軽で便利な一方、児童・生徒の利用が急速に拡大する中で、犯罪に巻き込まれたり、悪口などの不適切な書き込みがトラブルに発展したりするなど、さまざまな問題が発生しています。

県では、子どもたちが携帯電話を安全、かつ安心して使用できるように、携帯電話の危険性を疑似体験でき、困ったときの対処法などを紹介する携帯電話サイト「かなかわモバイル」を開発しています。

### かなかわモバイルとは

保護者、小学生、中学生、高校生、教職員を対象とし、携帯電話の正しい使い方、一般的なトラブルの対処法や困ったときの相談先などを掲載しています。

ここでは、主なモバイルを紹介し

### ■中学・高校生向けのモバイル

モバイルにはいろいろな見方があります。危険を体験したときに「怖い」「危険な体験」があります。危険を体験しては、クソクソ詐欺や架空請求メールといった、実際に起こりうるトラブルを疑似体験することができます。

### ■保護者向けのモバイル

「お子様に携帯電話を購入する前に」というメニューでは、購入前に確認すべきことや家庭で決めておくルールなどを掲載しています。携帯電話は、こうした確認事項やルールなどを子どもに納得させてから購入することが大切です。

※他にも、小学生向けや教職員向けのモバイルなどがあります。

この機会に「かなかわモバイル」を見ながら、携帯電話の安全・安心な利用法について、家族などで話し合ってみてください。



かなかわモバイルは左の2次元コードから読み取るか、  
<http://www.pref.kanagawa.jp/mbl/100021/>  
 を直接入力してご利用ください。

【問合せ】県学校支援課 ☎045(210)8295 ☎045(210)8937

# スマートフォン・携帯電話などの 適切な利用について

～スマートフォン等の不適切な利用によるトラブルを未然に防ぐために～

近年、スマートフォン等の急速な普及により、スマートフォン・携帯電話等を通じたインターネット利用に伴うトラブルが多く起きています。その背景には、スマートフォン等の不適切な利用にともなう危険性を理解しないまま、使用していることがあります。

様々なトラブルに巻き込まれないようにするには、子どもたち一人ひとりがやって良いこと、悪いことを理解し、「悪いことはやらない」という気持ちを持つことやインターネット上に掲載する情報には責任を持ち、相手の立場に立って利用することが大切です。

ご家庭でも、スマートフォン等にひそむ危険性について、お子様と一緒に話し合いながら、携帯電話等を持つことの責任をお子様にも自覚させてください。

## 危険性-1 ネット依存

無料通信アプリやオンラインゲーム等に夢中になってしまい、睡眠不足等の体調不良や学力低下、生活習慣の乱れを引き起こすような状態の子どもが増えています。



## 危険性-2 ネット上のいじめ

誹謗中傷や仲間はずしといったネット上のいじめは、匿名性や密室性等の特性から、外からわかりづらく、誰でも被害者にも加害者にもなる可能性があります。



## 危険性-3 出会い系被害

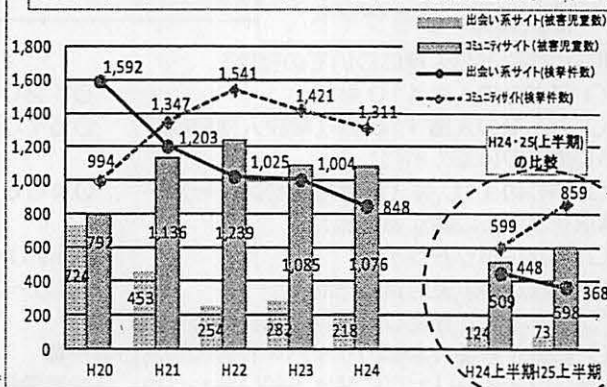
コミュニティサイトや無料通信アプリを悪用した性犯罪に巻き込まれる事件が、急増しています。

被害者は出会い系サイトでの被害の4倍以上に上がっています。2010年度、警察庁の調べでは、被害児童の約8割がサイトの利用について保護者から注意を受けていないということです。



「平成25年上半年の出会い系サイト等に起因する事犯の現状と対策について」警察庁

出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する被害児童数等の対比



## 危険性-4 悪ふざけの安易な投稿

店の食品の上に寝そべるなどの悪ふざけをネット投稿することで、個人情報公開され、トラブルが多発しています。

書き込みは不特定多数の人が見られるもので、一度個人情報がネットに流れて拡散すると、すべてを消すことはできません。



## 危険性-5 高額請求・架空請求



「無料」オンラインゲームで、アイテムが有料であることに気づかず購入してしまう、芸能情報サイト、「無料」占いサイト等にアクセスして、高額な料金を請求されるトラブルが増えています。

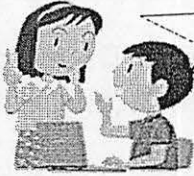


# トラブルにあわないために ～子どもを加害者や被害者にしないために～

## 家庭で話し、ルールを作りましょう！

～ルール作りのポイント～

- ① 子どもと話をし、スマートフォン等の利用に際しての危険性を確認しましょう。
- ② 危険性を確認したうえで、ルール作りの必要性を伝えましょう。
- ③ 一方的なルールにならないよう、子どもと話し合いながら決めましょう。
- ④ ルールを決めた後も、しっかり守られているか、話をし確認しましょう。

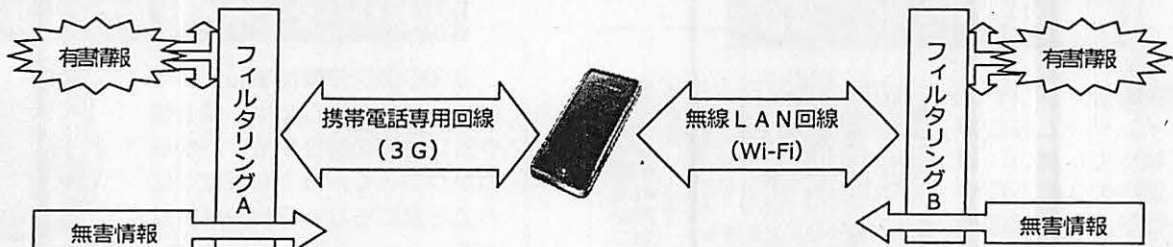


- ◇ 夜〇時を過ぎたら使わない。
- ◇ 食事中には使わない。
- ◇ お風呂に持ち込まない。
- ◇ 他人を傷つけるような書き込みはしない。
- ◇ 名前や住所、メールアドレス等の個人情報を掲示板等には書き込まない。
- ◇ 困ったことや被害にあったら、保護者や先生に相談する。 等

## フィルタリングを活用しましょう！

※フィルタリング：子どもに見ることが好ましくない有害情報の閲覧を制限するサービス

スマートフォンは、1台でインターネットに接続する方法が2つあり、機種により、2種類のフィルターが必要になることがあります。フィルタリング(有害サイトアクセス制限)を設定することが、子どもを守るための最低限の防衛手段です。



[平成 23 年 4 月、神奈川県青少年保護育成条例の改正において、青少年の携帯電話は、やむを得ない理由がない限り、フィルタリングを解除することができません。]

## 相談機関・参考サイト

### 《誹謗中傷などの人権についての相談》

- 子どもの人権 110 番 0120-007-110
- みんなの人権 110 番 (常設人権相談所) 0570-003-110

### 《いじめについての相談》

- いじめ 110 番 (教育相談センター) 0466-81-8111

### 《請求トラブルに関する相談》

- 消費者ホットライン 0570-064-370 (身近な消費生活相談窓口につながります)
- かながわ中央消費生活センター 045-311-0999

### 《インターネットを使った犯罪に関する相談》

- 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧 <http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

※ フィルタリングに関する問い合わせは、各携帯電話会社までお願いします。

○トラブル全般に関する詳細は、こちら  
総務省「インターネットトラブル事例集(Vol.4)」



○ネットいじめに関するサイトは、こちら  
文部科学省『ネット上のいじめ』から子どもたちを守るために一見直そう！ケータイ・ネットの利用のあり方を一リーフレット



○スマホ利用上の注意点は、こちら  
総務省「国民のための情報セキュリティサイト 携帯電話・スマートフォン・タブレット端末の注意点」



○ネット依存に関するサイトは、こちら  
「エンジェルアイズHP」



○出会い系サイトの詳細は、こちら  
警察庁「平成 25 年上半期の出会い系サイト等に起因する事犯の現状と対策について」



○ワンクリック請求等々に関するサイト  
独立行政法人情報処理推進機構「スマホにおける新たなワンクリック請求に気をつけよう！」



○インターネット被害未然防止のためのサイト  
神奈川県消費生活課  
「インターネットの危ない世界」体験版



○携帯電話の安全利用のためのサイト  
神奈川県教育委員会  
「かながわモード」



# いじめをしない、させない、ゆるさない



～いじめの発見には家庭・地域の協力が必要です！～

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

いじめのサインは見えにくいものです。深刻な状況になってしまうまで、周囲の人たちが気づかないこともあります。

子どもと関わるすべての大人が、「いじめは決して許さない」という共通の意識を持ち、家庭や地域、学校がそれぞれの役割を果たし、子どもたちを守り、育てましょう。



## いじめとは？



### ● どの学校にも、どの子どもにも起こりうる

9年間のいじめの追跡調査によれば、「仲間はずれ、無視、陰口」をされた経験があると答えた子どもが9割、した経験があると答えた子どもが9割という結果が出ています。誰もがいじめる側、いじめられる側になる可能性があります。

### ● いじめ？いじめじゃない？

いじめと考えず、悪ふざけだと言ういじめもあります。いじめにあたるかあたらないかは、いじめられた子どもの立場に立って判断するものです。

また、自覚のないまま、面白がってあおったり、見て見ぬ振りをしてしまうことで、いじめを助長していることもあります。

### ● インターネット上のいじめ

携帯電話やスマートフォンを使って、ブログやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で悪口や誹謗中傷を書き込む、無料通信アプリを使ったやりとりの中でグループから仲間はずれにする、といったネット上のいじめが増えています。ネット上のため、周囲の人が気づかぬまま深刻化してしまうことがあります。

### ● 犯罪行為にあたるいじめ

いじめは、その行為や態様によって、犯罪行為として取り扱われるものもあります。例えば、プロレスごっこ（プロレス）の強要、小突く、たたくといった行為は暴行罪につながります。インターネット上で実名をあげて中傷すれば、名誉毀損罪・侮辱罪（名誉毀損罪・侮辱罪）につながります。

大切なことは、お子様の小さな変化を見逃さないことです。  
 気になることがありましたら、学校や相談機関にご相談ください。

（詳細については裏面をご覧ください）





## ご家庭では

### ◎ 子どもと過ごす時間をつくる

学年が進んでも家族と過ごす時間はとても大切です。家族で少しずつ調整して、食事の時間を合わせたり、学校の話や友達、将来について話す時間をつくりましょう。

### ◎ 子どもの様子にアンテナを張る

子どもの言葉や行動の些細な変化が、非行との関わりの始まりやいじめの被害に悩んでいることなどのサインであることがあります。また、その変化の中に、将来、不登校につながる問題の芽が含まれていることもあります。下の項目を参考にチェックしてみてください。

- 1 元気がなく、食欲がない
- 2 朝になると体調不良を訴えて、なかなか登校しない
- 3 無気力でぼんやりし、いつも沈んでいる
- 4 人目を避けて、ひとりで物思いにふけっている
- 5 学習成績や進路等のことで悩んでいる
- 6 会話の中で学校や友人に対する不平不満が出てくる
- 7 「死ごらい」など「死」につながる言動がみられる
- 8 パソコンやスマートフォン等いつも気にしている

- 9 学校での様子や、学校外のできごとについて、話したからない
- 10 理由も言わずに帰宅時間が遅くなる日が増える
- 11 手や顔コガをして帰宅しても、理由を言わずあいまいにする
- 12 服や持ち物が汚れたり、壊されたりしている
- 13 金銭の浪費が目立ち、小遣いを多く要求する
- 14 買った覚えのないものを持っている
- 15 反社会的態度をとり、家族や身近な人たちに暴力を振るう
- 16 気に入らないことがあると、物に当たったりする

～ 子どもの家庭における表情、言葉づかみや行動などの変化を見逃さないでください ～

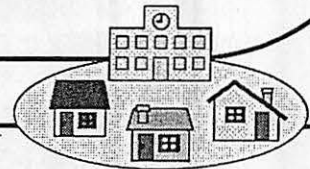
### ◎ 子どもの変化に気付いたら・・・

子どもの変化に気付いたら、もしかするといじめを受けている、いじめをしているかもしれないと思ったら、子どもとよく話をしてください。子どもの思っていること、感じていることに耳を傾け、じっくりと聞いてあげてください。

ご心配がある場合には、遠慮なく学校や関係相談機関にご相談連絡してください。早期に発見することが、いじめ等を深刻化することなく、子どものいのちや身体を守るにつながります。

### ◎ 子どもをいじめから守りましょう。

もし、子どもがいじめを受けていたら、いじめから守るという姿勢を子どもに示してください。また、すぐに学校に相談・通報するとともに、家庭や地域、学校がともに協力しながら、子どもの安全と安心を確保し、いじめから守りましょう。



## 学校では

### ○ いじめを積極的に認知します。

生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つとともに、日常的にアンケートや面談を実施するなど、いじめを積極的に認知します。

### ○ 学校が一丸となって取り組みます。

いじめ防止対策推進法のもと、各学校ではいじめ防止基本方針を策定し、計画的・組織的にいじめの未然防止から早期発見・早期対応に至るまで、学校が一丸となって取り組みます。

### ○ いじめに対して毅然とした対応を取ります。

生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮しつつ、いじめの状況に応じて、懲戒や特別な指導のほか、警察との連携による措置も含め、いじめに対しては毅然とした対応を取ります。

◆ 相談窓口 ◆ いじめ110番 (24時間対応・年中無休)

電話：0466-81-8111 (県立総合教育センター内)

◆ 問い合わせ先 ◆ 神奈川県教育委員会教育局支援部学校支援課

電話：045-210-8295 ファクシミリ：045-210-8937

平成26年3月



# 平成25年度「高校生と一緒に社会のルールを学ぼう」

資料④

## ～高校生による非行防止教室の開催状況について～

本事業は、高校生が講師となり、小学生や中学生と一緒に社会のルールやきまりを学び、その大切さに気づかせていく取組みで、高校生はもとより、小学生や中学生の社会規範やコミュニケーション能力の向上を目的としています。多くの高校が様々な工夫を凝らしながら開催しており、参加した小学生や保護者の方々からも好評を得ています。

NO	開催校	実施母体		対象		内容	参加者概数
		組織名	人数	学校名等	(学年等)		
1	県立二俣川看護福祉高等学校	文芸部 風紀委員等	20	横浜市立中尾小学校 ふれあい警察展	5年生 来場者	かるた・パネル展示・紙芝居	161
2	県立愛川高等学校	生徒会	20	愛川町立愛川中原中学校 愛川町立愛川中学校	中学1年生	サイバー教室・パワーポイントと寸劇を交えて	230
3	私立立花学園高等学校	演劇同好会	96	南足柄市立向田小学校 山北町立三保小学校 他6校	全校生徒	万引き防止紙芝居	2443
4	横浜市立横浜商業高等学校	生徒会	8	横浜市立南太田小学校 横浜市立日枝小学校	全校生徒 3・4年生	万引き防止 紙芝居と演劇を交えて	622
5	県立大磯高等学校	生徒会	9	大磯町立大磯小学校	2年生	万引き防止 紙芝居と演劇を交えて	150
6	私立横浜清風高等学校	インターアクティブ	10	横浜市立瀬戸ヶ谷小学校	4年生	自転車盗防止の紙芝居を参考に紙芝居	91
7	私立橘学園高等学校	演劇部	12	学校法人橘学園幼稚園	園児	「公園の砂場で」と題した紙芝居	83
8	県立生田東高等学校	JRC	14	川崎市立生田東小学校	6年生	万引き防止紙芝居	90
9	県立川崎高等学校	ボランティア部	20	浅田小学校わくわくプラザ 小田子ども文化センター	園児・児童	絵を見て考えよう・ピーガールくんやくそくかるた	80
10	横浜市立みなと総合高等学校	ボランティア部	3	山下町自治会	児童等	パネル利用による非行防止教室	60
11	県立足柄高等学校	放送部	16	和田河原学童保育所 岩原学童保育所 他2所	児童	いじめを題材とした紙芝居の実施	194
12	私立麻布大学附属湘野辺高等学校	柔道部等	9	湘野辺児童クラブ	児童	いじめ・暴力をテーマとした自作の非行防止教室	35
13	県立三浦臨海高等学校	声優部	17	三浦市立初声小学校	4年生	自転車盗防止をテーマとした紙芝居	85
14	県立川崎北高等学校	図書委員	10	川崎市立有馬小学校	1年生	絵を見て考えよう(クイズ)	38
15	県立厚木高等学校	原木中卒業生	5	厚木市立厚木中学校	1年生	パネルを利用したサイバー教室	270
16	県立大和東高等学校	希望者	15	大和市立大和東小学校	2年生	絵を見て考えよう(クイズ)	72
17	県立厚木西高等学校	生徒会	14	厚木市立森の里小学校	6年生	いじめ・暴力をテーマとした非行防止教室	60
18	県立相模原総合高等学校	演劇部	9	相模原市立大島小学校	5年生	いじめ・暴力をテーマとした紙芝居と寸劇	150
19	県立茅ヶ崎北陵高等学校	生徒会	7	茅ヶ崎市立小出小学校	1・2年生	万引き防止紙芝居	127
20	私立鎌倉学園高等学校	インターアクティブ	14	大船子どもの家	児童	万引き防止紙芝居	70
21	県立舞岡高等学校	演劇部	22	横浜市立南舞岡小学校 横浜市立舞岡小学校	5・6年生	いじめ・暴力をテーマとした寸劇	150
22	県立大和南高等学校	有志	10	大和市立上和田小学校	2年生	万引き防止をテーマとした寸劇	61
23	県立麻生高等学校	メディア研究部	11	川崎市立金程小学校	6年生	サイバー犯罪をテーマとした寸劇	50
24	県立津久井浜高等学校	演劇部	8	グリーンハイツ青少年活動推進の会 津久井青少年活動推進の会	児童等	いじめ・タバコ・お酒をテーマとした寸劇	25
25	県立逗葉高等学校	演劇部	7	小坪浪の子学童クラブ	児童	万引き防止をテーマとした寸劇	30
26	県立上溝南高等学校	福祉委員会	71	ふじ第二保育園	園児	教室の中でをテーマとしたもの	420
27	県立新羽高等学校	演劇部	10	横浜市立新羽小学校	1年生	やっていいこと・わるいことをテーマとした寸劇	87
28	県立橋本高等学校	演劇部	15	相模原市立当麻田小学校	1・2年生	万引き紙芝居と寸劇を交えて	147
29	県立逗子高等学校	演劇部	5	りす子ども学童保育	児童	万引き防止をテーマとした寸劇	26
合計 487名							合計 約6107名

○ 平成25年度(平成26年3月現在)の実施校数は県立高校22校 市立2校 私立5校です。

○ 開催場所は、小学校26校、中学校3校、学童・幼稚園等11箇所、その他4箇所です。

○ 本事業は、県教育委員会と県警察本部が連携して取り組んでおり、開催する高校については、開催まで警察本部 少年育成課・生活安全総務課生活安全サポート班・管轄警察署生活安全課(少年担当係)等が必要な指導・協力を行っています。

○ 市立高等学校(市教育委員会経由)、私立高等学校(県私学振興課経由)についても、県教育委員会が事業実施に際して協力しています。

○ 今後、実施を予定している高等学校も数校あります。さらにこれからも実施希望校を募っていきます。



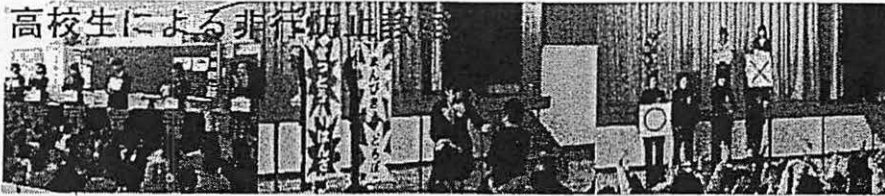
[ホーム](#) > [教育・文化・スポーツ](#) > [教育の安全・安心](#) > [いじめ・暴力・不登校対策](#) > [高校生と一緒に社会のルールを学ぼう～高校生による非行防止教室～](#)

# 高校生と一緒に社会のルールを学ぼう～高校生による非行防止教室～

掲載日：2012年1月11日



高校生と一緒に社会のルールを学ぼう～高校生による非行防止教室～



## 「高校生による非行防止教室」とは

高校生が、近隣の小・中学校等に赴き、「高校生と一緒に社会のルールを学ぼう」と題して非行防止教室を行っています。教室では、神奈川県警察本部少年育成課が作成した非行防止教室用紙芝居の内容（万引き、自転車盗、いじめ、暴力行為など）を参考にパワーポイントや演劇等を通じて、小・中学生の理解が深まるよう高校生がそれぞれ工夫しています。



この取組みは、神奈川県警察と連携して企画し、県内の高校に開催を呼びかけ、近隣の小・

中学校等で開催しています。

高校生が講師となり、小学生や中学生と一緒に社会のルールやきまりを学びその大切さに気づかせていくことで、高校生はもとより、小学生や中学生の社会規範やコミュニケーション能力の向上を目的としています。

紙芝居は、非行の入り口となっている万引きや自転車盗、学校の中で問題となる暴力やいじめをテーマにしており、「友達に悪いことを誘われたときは、どうするべきか。」「相手はどのような気持ちになるか。」などを問いかけ、考えさせながら進めています。

## 効果

この取組みは、高校生だけでなく、少年補導員、警察官、教諭などが一緒に寸劇に参加するなどしている高校もあり、世代を超えた交流が図られています。

また、小学生には「分かりやすかった。」「悪いことに誘われてもはつきり断る。」等と素直に心に響いており、教室終了後は高校生とハイタッチをして交流するなど触れ合いがあり、見学した保護者からは「大人が話をするよりも子どもにとっては印象に残る。」「私も話に引き込まれました。子どもとの良い話題ができた。」などと好評です。

実施した高校生からは「普段の演劇とは違いとても緊張したが、小学生の反応が良く安心した。」「小学生の真剣な表情を見て、自分たちもしっかりしないといけないと思った。」「小学生の勉強というより、自分の勉強になった。」などと、小学生だけでなく、取り組んだ高校生にとっても規範意識の醸成につながるとともに、貴重な社会体験になっています。

### 開催状況について

- ・教室を開催している様子
- ・実施校一覧

### 教材について

神奈川県警察のホームページにリンクします。

ヘルスケア・  
ニューフロンティア  
国家戦略特区

京浜臨海部  
ライフインベーション  
国際戦略総合特区  
特設サイトへ >

ROBOT TOWN  
SAGAMI  
さがみロボット産業特区  
ETZUKA PRODUCTIONS  
特設サイトへ >

めざして  
健康寿命  
日本一を  
めざして  
健康寿命  
日本一を  
めざして

KANAGAWA  
SMART  
ENERGY  
かながわスマートエネルギー計画

このページに関するお問い合わせ先

教育局 支援部 学校支援課

教育局 支援部 学校支援課へのお問い合わせフォーム



# 「高校生による情報議会」



## 委員募集！



子どもたちが直面する  
情報社会の問題に立ち向かう高校生集まれ！

### 高校生による情報議会

僕たちと一緒に  
情報社会の問題を  
解決していこう！

SNSに詳しい人、  
是非、力になって  
ほしいな！

私たちの知識や経験  
を、役立てるチャンス  
です。

#### 1 情報議会委員の取組内容

SNSに関する研修資料の作成、教職員向け「SNS研修講座」の企画、実施  
年度内に計5回程度、横浜市内又は藤沢市内で「情報議会」を開催予定  
(ネット会議にする場合もあります)

#### 2 対象及び定員

県内の公立及び私立の高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に通う  
生徒10名程度(応募多数の場合は抽選により選出)

#### 3 委員の任期

委嘱日から平成27年3月31日まで

#### 4 応募方法

学校を通して、次の申込みフォームより応募してください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f531404/>

#### 5 募集期間

平成26年10月28日(火)から平成26年11月14日(金)まで

#### 6 その他

生徒が参加する際は原則として所属校の教職員の引率をお願いします。



「かながわハイスクール議会2014」の政策提言  
 高校生による「情報議会」を設置し、高校生が講師になって教職員向けSNS研修講座を実施

現状

1 SNS等を使う児童・生徒



ネットいじめや犯罪に巻き込まれるなど  
 トラブルが多発している。

実態に合っていない  
 情報モラル指導

教員が児童・生徒の実態を把握していないため、  
 的確な指導ができていない。

2 SNS等を使わない教職員



新しいツールを使いこなせないため  
 児童・生徒の実態を把握できていない。

3 高校生による  
 「情報議会」設置



平成26年10月設置  
 公募により県内の高校生(公立・私立を問わず)  
 を24名選出。

4 高校生を講師として派遣  
 研修資料の作成・配付

5 高校生による  
 SNS研修講座(試行)

平成26年12月26日、神奈川県高等学校教科  
 研究会情報部会の研究会で高校生による  
 SNS研修講座を実施する。

6 研修資料へのアドバイス

8 高校生による  
 SNS研修講座



7 高校生を講師として派遣  
 研修資料の作成・配付

平成27年3月下旬 総合教育センターで神  
 奈川県の教職員を対象に、高校生による  
 SNS研修講座を実施し、児童・生徒の実態に  
 即した情報モラル指導を行えるようにする。

9 実態を踏まえた情報モラル指導

神奈川県の子供・生徒  
 ネットトラブルの防止、  
 SNSの適正利用ができるようになる。

新たな取組

## I 調査の概要

### 1 調査目的

児童・生徒の携帯電話・PHS（以下「携帯電話等」という。）やパソコンによるインターネットや電子メールなどの利用状況等について、実態を把握し、いじめの未然防止などに向けた指導に役立てることを目的とします。

### 2 実施主体

神奈川県教育委員会

### 3 調査期間

平成24年1月から3月

### 4 調査方法

質問紙によるアンケート調査

### 5 調査の種類及び対象

#### (1) 調査の種類

ア 児童・生徒対象調査

イ 学校対象調査

#### (2) 調査対象

小学校：県内公立小学校58校及び各校に在籍する4年生・6年生各1学級の児童

※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び教育事務所毎に抽出学校数を割り当て、県内全域の学校を調査対象とした。

中学校：県内公立中学校58校、中等教育学校前期課程2校及び各校に在籍する1～3年生各学年1学級の生徒

※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び教育事務所毎に抽出学校数を割り当て、県内全域の学校を調査対象とした。

高等学校：県立高等学校全日制課程50校、同定時制課程10校、市立高等学校3校及び各校に在籍する1～3年生（定時制は4年生）各学年1学級の生徒

※県立高等学校については旧学区毎に抽出学校数を割り当て、県内全域の学校を調査対象とした。

### 6 標本数

(1) 児童・生徒対象調査 14,862人

[小学生3,180人、中学生5,442人、高校生6,240人]

(2) 学校抽出調査 181校

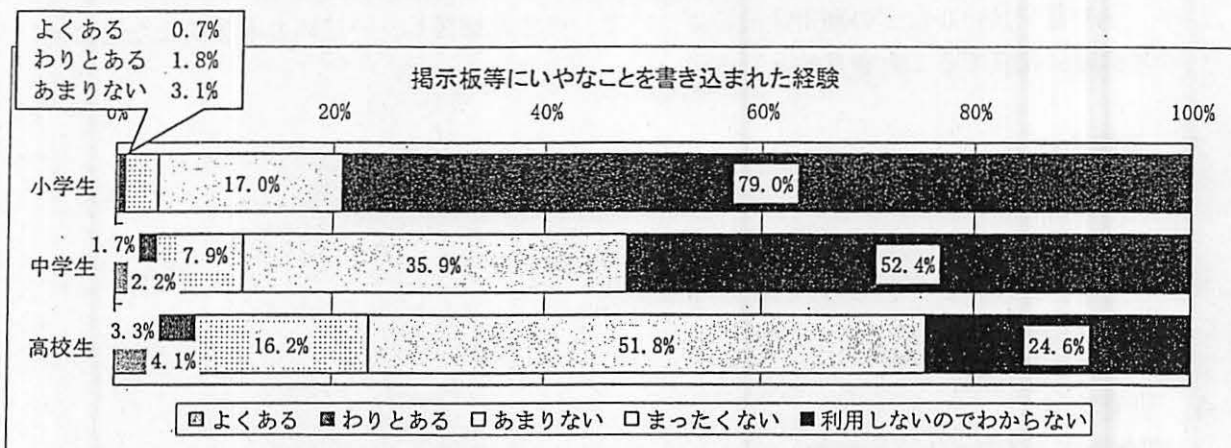
[小学校58校、中学校60校（中等教育学校前期課程2校を含む）、高等学校63校]



(3) 掲示板等に嫌なことを書き込まれた経験

掲示板やプロフ、ブログなど嫌なことを書き込まれたことについて、「よくある」「わりとある」を合計すると、小学生0.9%、中学生3.9%、高校生7.4%となった。

前回調査と比較すると、掲示板等に嫌なことを書き込まれたことのある児童・生徒は全体的に減少しており、特に中学生でその傾向が顕著である。

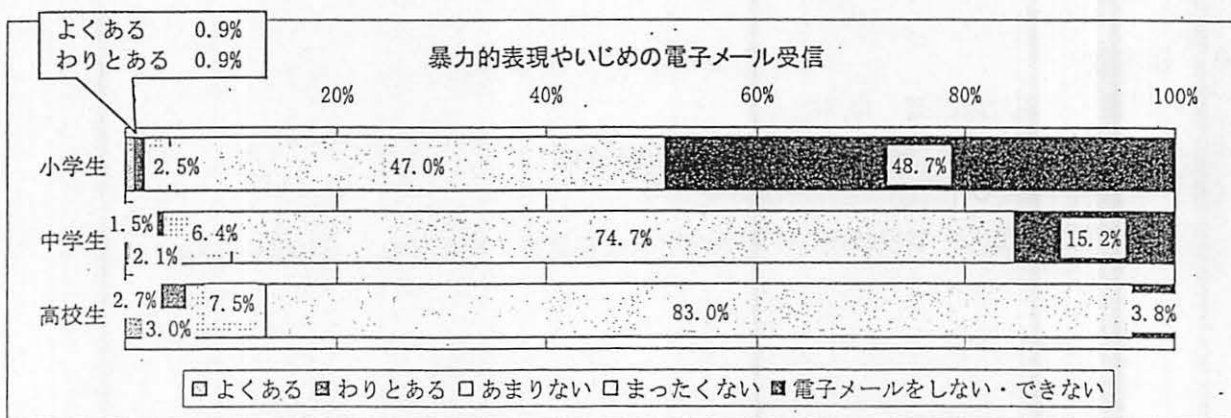


<平成20年調査との比較>

	よくある	わりとある	あまりない	全くない/利用しないのでわからない
小学生(H20)	0.9%	1.6%	3.7%	93.7%
小学生(H24)	0.4%	0.5%	3.1%	96.0%
中学生(H20)	3.1%	5.4%	13.3%	78.2%
中学生(H24)	1.7%	2.2%	7.9%	88.3%
高校生(H20)	3.2%	7.4%	19.8%	69.6%
高校生(H24)	3.3%	4.1%	16.2%	76.4%

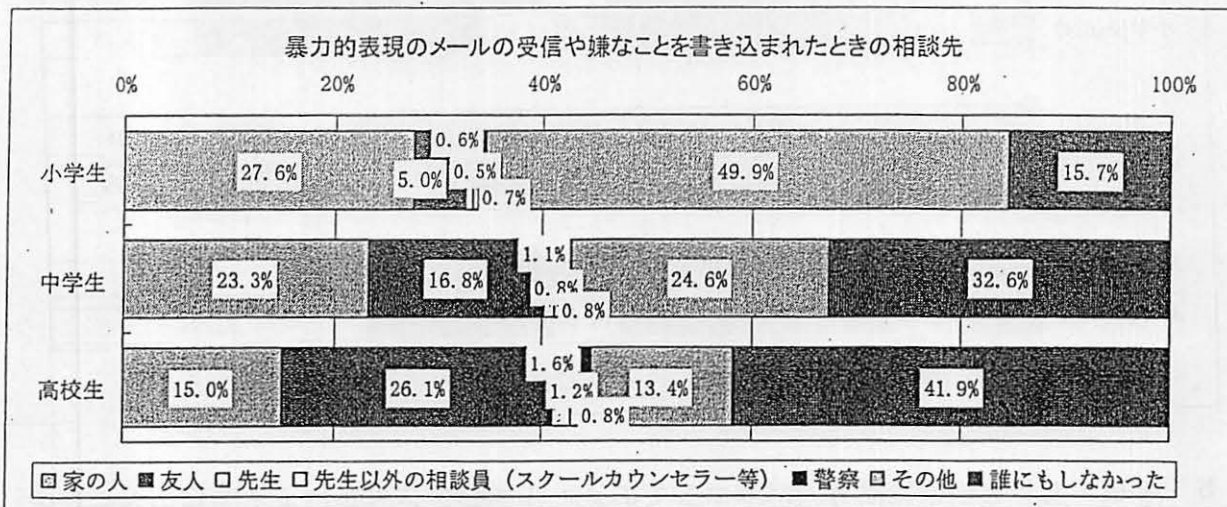
(4) 暴力的表現やいじめの電子メールの受信状況

暴力的表現やいじめと受けとれるメールの受信について、「よくある」「わりとある」を合計すると、小学生1.8%、中学生3.6%、高校生5.7%であった。



(5) 暴力的表現のメールや嫌なことを書き込まれたときの主な相談先

メールやインターネット上のことで相談する場合、小学生では家族が主な相談相手であり、小・中・高校と学年が進むにつれ、「友人」と回答する割合が増えている。教員や警察に相談したのはわずかである。

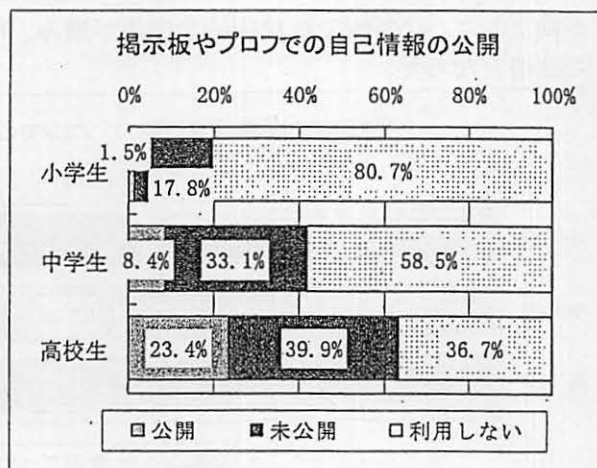


7 自己情報の公開 (新規)

小・中・高校と学年が進むにつれ、掲示板やプロフ等を利用する生徒の割合が増えている。

同様に、自分の氏名やメールアドレス等を公開している生徒も増加しており、高校生では、その傾向が顕著である。

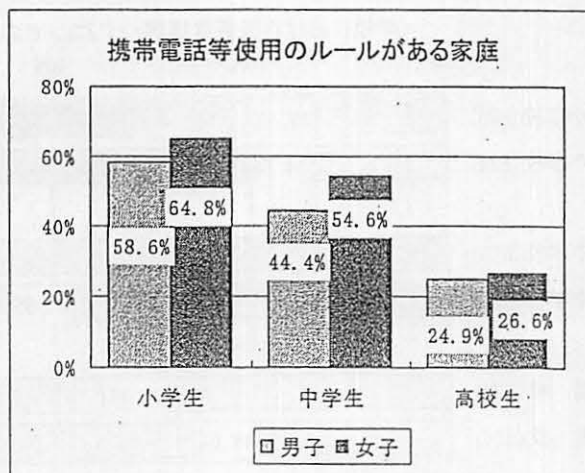
新たな友人を求めたり、仲間同士のコミュニケーションを図るツールとして利用されているものと考えられる。



8 携帯電話等の使用についてのルールがある家庭 (新規)

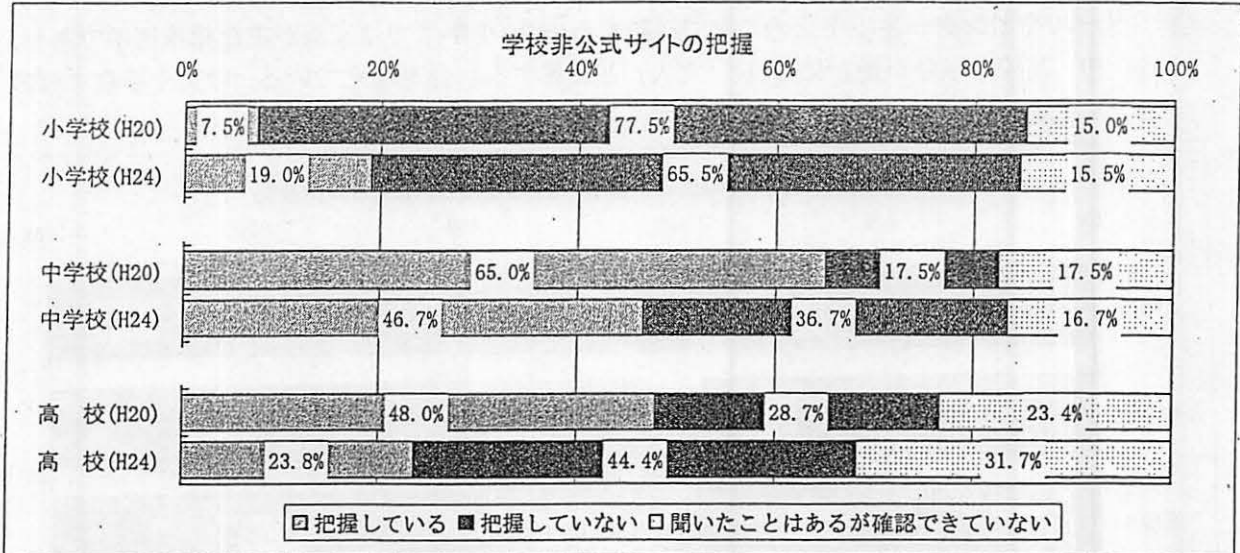
児童・生徒の携帯電話やパソコンなどの使用について、家庭でルールがあるかという質問に対して、小学生男子58.6%、小学生女子64.8%、中学生男子44.4%、中学生女子54.6%、高校生男子24.9%、高校生女子26.6%が「ある」と回答した。

高校生になると、携帯電話等の使用に関して、家庭が干渉しなくなる傾向が伺える。





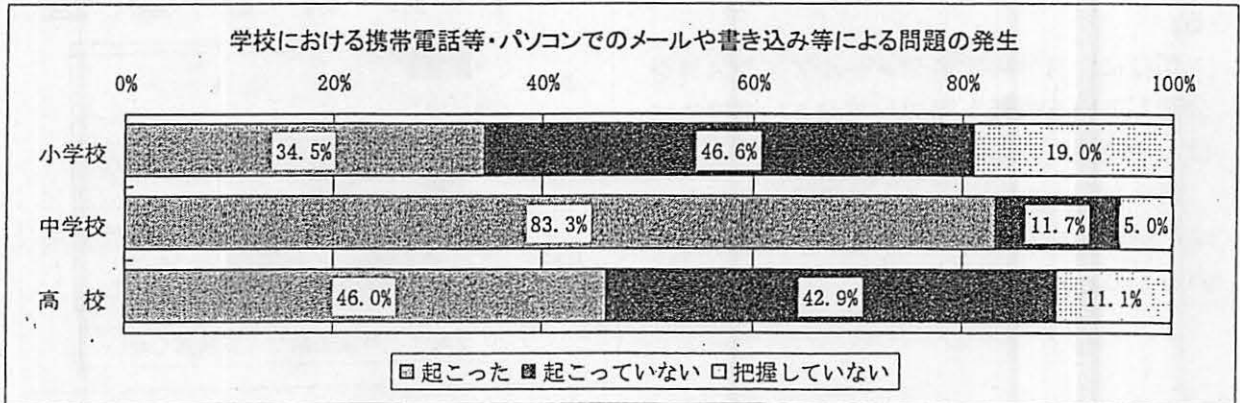
<平成20年調査との比較>



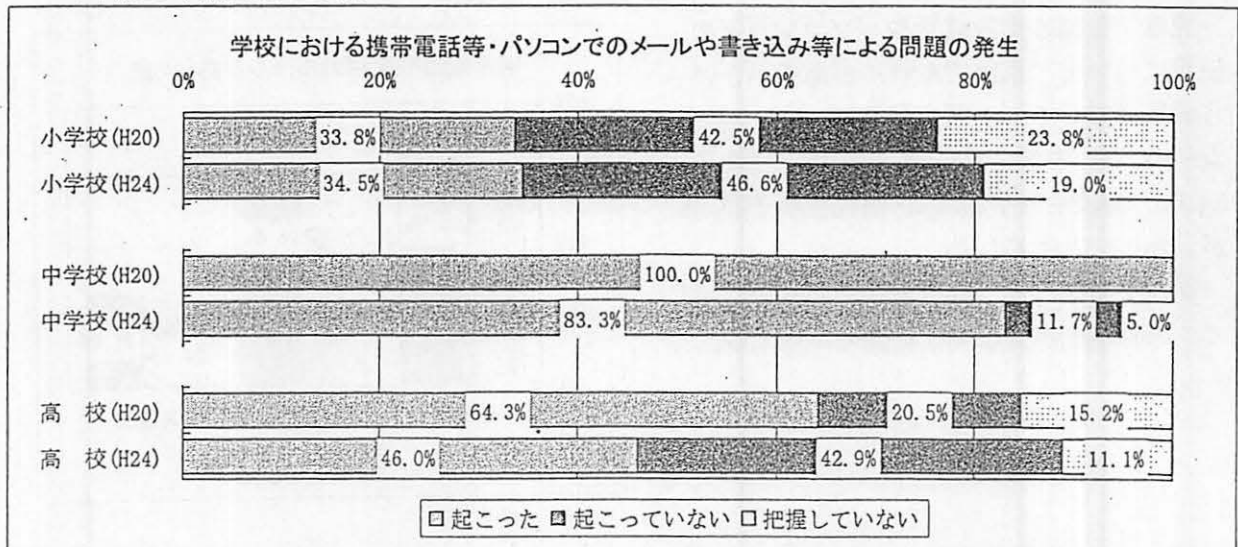
5 学校における携帯電話等・パソコンでのメールや書き込み等による問題の発生状況

小学校34.5%、中学校83.3%、高校46.0%が「起った」と回答している。

前回調査に比べ、「起った」と回答した割合が、中学校で16.7ポイント、高校で18.3ポイント低下した。小学校では積極的な把握が進み、「起った」、「起っていない」と回答した学校が共に微増となった。



<平成20年調査との比較>



# 児童・生徒のインターネット利用 のトラブル対応について



## 目次

第1章 インターネットの現状 .....	1
第1節 子どもたちのインターネットの利用 .....	1
第2節 近年の状況 .....	1
第3節 児童・生徒のインターネット利用の動向 .....	2
第4節 インターネット上の掲載情報とその関係者 .....	7
第5節 個人特定に必要な情報 .....	8
第2章 対応マニュアル .....	9
第1節 トラブル発生時に最初にすべきこと .....	9
第2節 インターネット上の情報を削除したい場合 .....	10
第3節 プロバイダ責任制限法 .....	11
第4節 情報削除に関する判例について .....	13
第3章 トラブル事例集 .....	16
第1節 事例について .....	16
第2節 事例1：校内でのいじめのインターネットへの波及調査 .....	16
第3節 事例2：ブログによる学校関係者への誹謗中傷 .....	17
第4節 事例3：校内での盗難に関する Web 上の噂 .....	18
第5節 事例4：盗撮による児童・生徒の写真の Web 掲載 .....	19
第4章 おわりに .....	20
謝辞 .....	20
付録 .....	21
携帯電話からの利用が可能な相談窓口（被害内容別相談窓口） .....	21
携帯電話会社の各種問い合わせ窓口 .....	22
パソコン用の Web サイト .....	23
神奈川県大学発政策提案制度における調査 .....	24

### 第3章 トラブル事例集

#### 第1節 事例について

インターネット関連のトラブル事例に関しては、各事例に応じた個別での対応が必要となる。ここでは、相談が寄せられた事例についての調査および対応方法について紹介し、同様の事例に対する知識共有を行うことを目的とする。

#### 第2節 事例1：校内でのいじめのインターネットへの波及調査

##### 事例の概要

学校内において特定の児童・生徒の教科書が盗難に遭い、その後、燃やされた教科書が発見されるといういじめが発覚した。いじめに遭った児童・生徒については、インターネット上でもトラブルが起っているという報告があったために、現状を確認する必要があるという事案が発生した。

##### 結果

インターネット上において、被害生徒の個人名等が地域の話題を交換するための掲示板に記載されているという被害を確認することができた。また、被害生徒がインターネット上に複数のWebページを保有しており、これらを確認したところ、いじめの発覚後も被害生徒は友人との交流があり、いじめがインターネット上に拡がっていないと判断できた。しかし、被害生徒や友人を含むWebページから多くの学校関係者の個人情報（氏名や写真等）を確認することが可能であり、被害生徒がインターネット上でいじめの具体的な内容を記載していた。さらに、被害生徒は、喫煙等の問題行動を思わせる内容が掲載されていたことから、インターネット上でのトラブル拡散を防ぐために、被害生徒および友人関係における個人情報や問題行動についての掲載内容を自主的に削除するよう指導するとともに、掲載された問題行動に対する指導を行うことが望ましいと考えられた。

##### 関連知識（特定の児童・生徒の現状把握）

特定の児童・生徒のインターネット上の現状把握では、プロフィールサイト、リアルタイム、SNSでの情報収集が有効である。本件についてもリアルタイムによる被害生徒の友人関係や被害状況の確認が可能であった点や学校関係者の個人情報についての掲載も確認することができた。





## 第51回高P連県大会

2013・11・30 / パシフィコ横浜

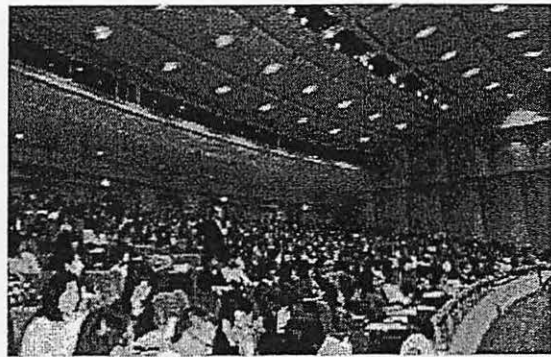
## 「学び・行動するPTA」

第51回高P連県大会は、会場を昨年の県立音楽堂からパシフィコ横浜に移して11月30日（土）に開催されました。

主催者である安達秀子会長の挨拶ののち、来賓を代表して、県教育委員会教育長の代理として教育局長安西保行様、校長会会長荒木高司様、（二財）県立高等学校安全振興会理事長相馬孝雄様にご挨拶を頂きました。



更に、遙々青森よりご参加いただいた全国高P連会長相川順子様から本県のPTAの取り組みにお褒めの言葉も含めたご挨拶を頂きました。



表彰式では、昨年度まで高P連にご尽力いただいた方々に感謝状が贈呈され、昨年度まで二年間県高P連会長を務められた柳川秀史様が、受賞者を代表して謝辞を述べられました。

## 講演感想

講演は永年に渡り精神科心理カウンセラーをやられているヴィヒャルト千佳先生の「まだ間に合う、親としてできること〜これからの社会を生き抜くために〜」でした。

小柄な先生とは思えない大きく歯切れの良い口調で、思春期の多感な子供を持つ我々に多くの事を教えて下さいました。

思春期については、多少の個人差はあるもののみんな共通に経験し、時間の経過とともに終わり大人になっていくものだと思っていました。

しかし、それぞれの個人差は相当激しく思春期を迎えるまでの「育ち方」の収支決算を行う時期がそれに当たることを初めて知りました。特に乳幼児期には、養育者（男女、祖父母問わず）の「スキンシップ」が最も必要だそうです。

赤ちゃんは触られれば触られるほど脳内のセロトニンという物質の分泌が増えること

が実証されており、そのセロトニンがうつ病やパニック障害等の防止に役立つことを知り、今後生まれてくるだろう？「孫」は、子供たちになんと何と言われようが一生懸命触ってやろうと思いました。

また、同じ環境や感覚を共有すること（共有感を持つこと）は家族のみならず今後子供たち（我々保護者も）が社会を生き抜いて行くためには欠かせません。

一時間の講演があつという間に過ぎ、質問も数多く出されました。

先生は神奈川県を中心に講演活動を行っていらっしゃる。再会の機会が楽しみな講演でした。



# かながわ教育ビジョンの推進

## 県教育委員会では、明日のかながわを担う人づくりを進めるため、様々な取組みを行っています。

「かながわ教育ビジョン」の「部直しに向けて」

県民の皆さんと2年間の教育議論などを行い、平成19年8月に策定した「かながわ教育ビジョン」は、策定から5年以上が経過し、国や県の動向を踏まえて、今後の展開や取組みについて見直しを進めています。見直しに当たっても、県民の皆さんと一緒に進めます。

また、教育ビジョンの見直しにあわせて、今後の生徒数の減少動向を見据えながら、県立高校の果たすべき役割など、県立高校の将来構想についても検討を進めます。

神奈川県まなびや基金への  
ご寄附のお願い

県では、皆さんからの寄附金を活用して、県立高校のトイレの洋式化など、教育環境の整備を進めています。子どもたちに、より一層快適なまなびの場を提供するため御支援、御協力をお願いします。寄附の方法等はホームページをご覧ください。

【問い合わせ】  
県教育委員会財務課  
電話045-1210-8105

「かながわ教育ビジョン」の推進

県では、国際化・情報化が進展する社会や、平成25年度の入学生から年次進行で実施される新しい学習指導要領など、県立高校を取り巻く状況に柔軟に対応していくため、平成23年3月に公表した「こ

れからの県立高校のあり方」で示した方向性に基づき、専門高校の学科改編など、新たな時代の要請に応える教育の推進を行っています。そして、平成26年4月には多摩制定時制高校として横浜明朋高等学校が開校します。

また、次代を担う高校生が国際社会で生きていくために、すべての県立高校において実践的な英語コミュニケーション能力の育成を図るとともに、すべての生徒が日本史を学び、我が国や本県の歴史・伝統・文化に対する理解を深める取組みを進めています。

さらに、確かな学力の向上を図るため、組織的・計画的な授業改善を進めて「生徒が主体的に取り組める授業」や「わかる授業」を展開しています。こうした取組みを通じて県立高校の教育力の向上に努め、魅力ある学校づくりを進めています。

「Let's Enjoy! 健康・体力づくり」

本県の子どもの体力は、全国と比較すると、平均値を下回っています。子どもの体力は生活習慣との関わりも深いことから、本県では、生活習慣の見直しによる体力向上を目指しています。そこで、「しっかりと朝食、たのしく運動、テレビはひかえて、ゆっくりに睡眠」をキャッチフレーズとして、小・中学生及び高校生の生活習慣の改善に取り組んでいます。学校・家庭・地域が連携して、子どもの体力向上に取り組むことができます。皆さんもご家庭で子どもたちの体力向上に向けて、できることから取り組んでみてください。

平成26年度全国高等学校総合体育大会  
「冠めく青春 南関東高校2014」開催

本年8月、高校生最大のスポーツの祭典である平成26年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が、南関東4都府県（東京、千葉、神奈川、山梨）を舞台に開催されます。

本県ではハンドボール、ソフトボール、剣道、レスリング、登山、ボクシング、ヨット、フェンシングの8競技が7市町で実施されます。

インターハイは教育活動の一環として開催される大会であり、主役である高校生には選手としてだけでなく、さまざまな場面で活躍できる大会にしたいと考えています。詳しくは大会公式ホームページをご覧ください。

「いじめ防止対策の推進」

昨年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、家庭・地域・学校が連携し、いじめの防止に取り組むことになりました。いじめは人間として許されない行為であり、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題です。誰もががいじめられる・いじめられる側になる可能性があります。また、いじめをおおったり、見てみぬ振りをしたりして、いじめを助長することもあります。インターネットを通じてたいじめめでは、掲示板やSNSへの誹謗中傷など、本人の自覚のないうちに深刻な状況に陥ることがあります。いじめの早期発見・早期対応のために、家庭の理解と協力が必要で、家庭で

「いじめ110番（電話相談）」電話0466-81-8111 24時間365日受付

は、子どもと積極的にコミュニケーションを図り、子どもの小さな変化を見逃さないことが大切です。また、ネット上のトラブルを防ぐには、家庭での使用ルールを決め、マネージャーについて話し合うことやフィルタリングによる安全対策の徹底を図る必要があります。

3033運動

県では、健康で明るく豊かな生活を営んでいただくために、1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、くらしの一部として習慣化する「3033運動」を推進しています。

まずは、少しの工夫と少しの時間で無理なく運動やスポーツを続けるために、日常生活の中に運動を取り入れてみませんか。歩きをやる気に！、事務所をジムに！、忙しい働き盛り世代を対象とした「3033運動講習会」を各学校のPTA研修等でも実施しています。貴校でも、開催してみませんか。ホームページにアクセスを！

「いじめ110番、不登校ほっとライン」のご案内

神奈川県立総合教育センターでは、いじめや不登校に関する様々な悩みやお問い合わせに応じています。

「いじめ110番（電話相談）」電話0466-81-8111 24時間365日受付  
「不登校ほっとライン（電話相談）」電話0466-61-0185 月曜～金曜 8:30～21:00 土・日・祝日は8:30～17:15（12/29～1/3を除く）

高校生ボランティアセンター

平成18年度より高校生ボランティアセンターを設置し、高校生のボランティア活動を支援しています。

今年度は、公募で集まった33人のスタッフが、環境、福祉の2グループに分かれ、県下の高校生が参加できるボランティア活動を企画・実施しました。

平成25年度活動発表会の二案内  
日時：3月2日（日）13:30～15:30  
会場：かながわ県民センター5階  
高校生ボランティアセンターホームページ  
[http://www.planet.pret.kanagawa.jp/kvol/k\\_vol\\_top.htm](http://www.planet.pret.kanagawa.jp/kvol/k_vol_top.htm)

「ファミリリー読書」の取組もつづ

県では、ファミリリーコミュニケーションの日である「毎月第1日曜日」を「ファミリリー読書の日」と位置づけ、本を介しての親子のコミュニケーションを推進しています。例えば、親子で一緒に本を読み、感想や意見を述べ合うことは、子どもとのコミュニケーションを図ることにつながり、子ども自身が自分の考えを形成するよい機会にもなります。ぜひ、「ファミリリー読書」に取り組んでみませんか。